

唐招提寺  
古本令私記所載の令条文について

橋 本 裕

序

最近、唐招提寺宝蔵から令の注釈書の断簡が発見された。それについては、まず田中稔、狩野久兩氏による「唐招提寺所蔵古本令私記並びに音義断簡について」<sup>(1)</sup>（これを論考Aとしておく）によつて報告され、ついで嵐義人氏による「最近発見の令私記断簡に就いて」<sup>(2)</sup>（これを論考Bとしておく）という研究も発表された。その後、新たな断簡の発見に伴つて狩野久氏による「唐招提寺所蔵古本令私記断簡補遺」<sup>(3)</sup>（これを論考Cとしておく）という報告が公表された。

これらの報告や研究によつて、この「古本令私記」（前記の報告の命名にしたがつて本稿においても同じ呼称を用いる）の性格が明らかにされてきたようである。しかし、それにもかかわらず、この古本令私記にみえる令条文がどの令に基づいたものであるかという点については充分解明されていないようと思う。もちろん、未発見の断簡が今後発見される可能性も残されているわけであり、あるいはそれによってこの問題が解明されるかもしれない。また私自身この点についてさほど確固とした説を持つてゐるわけではない。ただ、こうした研究の一助になればと思い、あえて愚見を開陳して諸賢の御批判を仰ぎたいと思う。

古本令私記は現在のところ五つの断簡が発見されており、軍防令、營繕令、閏市令の短い令文語句を引用し、語句ごとに割注の形で注釈をほどこすというスタイルをとっている。ただ、現存養老令条文とはいくつか異なる個所があるが、その個所の大宝令語句復原は困難である。その注釈は「甲云」「乙云」で始まるものと、それのないもの（論考Bでは仮に丙と命名されている。筆者もしばらくこれに従う。）とから成っている。この本の紙背はのちに聖教を書きするためご利用された。

論考Aの発表時点では断簡A・B・Cしか発見されていなかつた。この論考によると、その書写年代は書風によって平安時代初頭（九世紀中葉以前）を降らず、また營繕令9須女功条の「本司」をこの本が「縫殿寮之」と注釈しているのは大同三年に縫部司を采女司とともに縫殿寮に併合した事実に基づいた注釈と考えられるとして、大同三年を古本令私記の成立年代の上限としている。

また、古本令私記の注釈の内容の特色として論考Aは次の点を挙げている。①字書的記述のものが多いこと、②集解諸説や義解のような条文の適用に関する議論が全体に希薄であり、この本が当代一流の明法家の手になる注釈書ではないらしいこと、③しかし同時に前述の營繕令条文の解釈などからこの本の作者がいわば現実受容的である面もある、などである。

さらに論考Aは、この古本令私記所載の令文について三つの可能性を述べている。①この本の成立年代から考えて大宝令とすることは困難であるが、異同の字句のある条文について古令を復原することができない以上、大宝令の可

能性を全く否定するということはできない。②延暦十年から弘仁三年まで施行された刪定令は二十四条から成っているのであるが（論考Bによつて指摘されたように、これは刪定律令とすべきである）、養老令との異同個所をふくむ古本令私記の令条文は（論考Aの発表時点において）全體で十条までであるから、その部分が刪定令に拠つてゐる可能性もある。③この令文が大宝令、養老令いずれの令によるにせよ、義解、集解に引用されているものとは伝來の系統を異にするテキストに拠つてゐるかも知れない。

論考Bは、古本令私記の注釈と令義解、令集解の注釈との詳細な対照表を示し、双方の注釈が互いの関連を持たず、全く別系統の文であることを明らかにしている。また丙の用字法から丙の筆録者が仏家の出であろうとし、また、古本令私記所載の令条文は令義解の巻立てを一倍にしたものと解しうるとしている。

さらに論考Bは古本令私記所載の令文については①書風より成立年代を決定することはできず、必ずしも九世紀中葉以前とはいえないこと、⑥丙の用いる和訓は上代特殊仮名遣い甲乙表記を正確につかい分けているが、まだ例が多いとはいはず、甲乙を意図せずともそのように書きうる可能性はあるので奈良時代中・末期にまで引き上げることに必ずしも賛同できないこと、⑦さらに、丙に「縫殿寮之」という一句が存する以上、すくなくとも丙は大宝令の注釈書たりえないこと、などから大宝令説を否定している。⑧刪定令の混在の可能性についても、穴記の作者でさえ養老令と別個に刪定令文を持つていたとし、まして律令に疎い古本令私記が養老令と刪定令との注釈を条項に応じて正しく綴りあわせていたとは考えられないという見地から、そうした可能性を否定する。⑨そして、巻立ての増加の傾向が本の流布されるに従つて生じるという点より、古本令私記を令義解の成立後にできた養老令の注釈筆記としている。

論考Cは、その後新たに発見された古本令私記の二つの断簡（D・Eいずれも軍防令の注釈）の調査報告を行ない、さらに古本令私記の軍防令条文で養老令と相異する語句についての検討を行なつてゐる。その結果、一方が和

風、他方が唐風という例や、その逆の例のあることを紹介している。そして、いま見ることのできる限りの古本令私記に含まれた軍防令条文の条文数は十七ないし十八と考えられるが、そのうち現存養老令との相異字句は九個所、八条におよぶこと、また古本令私記にみえる条文の字句がやや生硬で適切さを欠くのに対して、現存養老令の字句は古本令私記の問題のある用字をより平易にし、適確な字句に改めていることを報告している。さらに古本令私記の令文について「現存養老令に先行する令文の可能性が考えられる」としている。

以上、諸先学の考察を適切に紹介したかいさきか心もとないが、古本令私記の令条文についての論考A、B、Cの見解はほぼ以上のように要約しうるものと思う。

## 一

さて、古本令私記に引かれた令条文が現存する令義解、令集解に引用された養老令条文と同一のものでないことはすでに明らかであるが（別表参照）、それをどのように考えるべきかという点から検討してゆきたい。

そのさい、大別すれば二つの解釈があると思う。一つは、古本令私記の令文は養老令であるが、現存する令義解、令集解に引用された令文とは伝来の系統を異にするという見方であり、もう一つは、そもそも古本令私記の令文は養老令条文ではないとする見方である。そこでまず古本令私記の令文が現在知りうる養老令と系統を異にするものという考え方が成立するのかどうか検討を加えてみよう。

次に示すのは、令義解所載の養老令条文と異なった古本令私記の語句である。

①孟（軍15）——別表の軍防令の15項の意。以下同じ。)

軍防令第七条に「孟」の字がみえるが、これは盆の異体である。古本令私記の「孟」はこの字の写し誤りか、別の異体とみることもができる。

②坐草（軍17）

軍防令第七条にみえる「剉碓」に相当するものであることは論考Cで考察されている。

③行纏（軍19）

軍防令第七条にみえる「脛巾」に相当するものであることは論考Cで考察されている。

④免上（軍28）

ただちには現存養老令に相当語句を見出すことは困難である。この語句の前にある「抛石」（軍27）は軍防令第十一条にあり、後にある「麻名」（軍29）は第十四条の「歴名」に相当すると思われる所以、その間の軍防令語句をみると、第十一条に「凡衛士者、中分一日上、一日下」とみえ、また「至午時各放還」とみえる。古本令私記「免上」はこれらのいずれかの語に相当するものかとも思われるがよくわからない。なお第十四条には「免国内上番」とみえるが、軍35がこの語句の注釈をしているのでこれは考慮からはずしてよいであろう。

⑤麻名（軍29）

軍防令第十四条の「歴名」に相当するものと思われる。「麻」は歴の異体か誤写とみることができる。

⑥軍団主帳（軍33）

「主帳」の語は現存軍防令には第十三条にしか見られない。しかし、「軍団主帳」と熟した語句は養老令全体を通しても見られない。

⑦□文（軍34）

ただちには相当条文は見出しがたい。この語について「乙云」が軍團の主帳の任用に關して言及しているから、おそらく主帳任用条件に關係する条文、すなわち軍防令第十三条に相當するものかと思われる。

⑧彼還者（軍36）

「彼」を「使」に置きかえると軍防令第十五条にみえる語句と一致する。誤写ということが考えられるが、「彼」の字のままでも意味が通じないこともない。

⑨侍従為使（軍45）

軍防令第十九条に「侍従充使」とみえるから、それに相当するものと思われる。「為」であつても「充」であつても、意味上大きな差異はないだろう。

⑩節級（軍48）

ただちには相当語句を見出せない。ただ、古本令私記のこの前後の語句はいずれも軍防令第二十条のものに相当するので、この語も第二十条もしくはその前後のものに相当するとみるのが穩當である。「節級」の注釈中に「科」の字がみえるが、これは罪科に關係した注釈とも読める。そうとすれば、「節級」を第二十条の「隨事」に当て、古本令私記のみた令文では「節級推罪」となつていたと考えるのも一案であろう。ちなみに、これに似た語句として養老賦役令30斟酌功力条に「節級推科」という語句のあることを書きそえておく。

⑪配頃（軍52）

軍防令第二十二条の「配隸」に相当するものであろう。

⑫譏呵（軍53）

軍防令第二十二条の「呵叱」に相当するものとみてよいであろう。

**(13) □勘度者（関 8）**

関市令第五条に「及庸調度關係者」「共所送使勘度」といった語句がみえる。これらのいづれかに相当するものであろう。

**(14) 為糾獲□（関 21）**

関市令第八条に「為人糾獲者」とみえるから、それに相当するものと思われる。ただ、「人」の字がなければやや意味があいまいになる。

**(15) □布價（関 27）**

ただちには相当語句を見出しがたいが、古本令私記の注釈が、官の布の価は必ず中布をもつてするというようなことを述べているから、内容的には関市令第十三条に相当するものとみるのが穩当であろう。「中估價」がその相当語句であろう。

以上十五個所が現存養老令文と異なる古本令私記の令文である。この中には、書写の過程のおけるたんなる手違いから生じたと解釈しうる異同もある。①⑤⑧⑬⑭などはそうした例である。ところが、それ以外の異同の中に書写過程の問題では解決できない例が多く含まれている。一般に言つて、系統の異なる本の異同は書写過程の誤りや省略によつて生ずるものである。ところが古本令私記と現存養老令との異同はとてもそうした説明だけでは解決がつかない。古本令私記が九世紀中葉以前に成立したものとすれば、養老律令が施行されてよりほぼ百年以内に編纂されたことになるが、かかる期間にこれほどの異同が生じるほど書写を重ねたものとは考えがたい。例をとつて述べるなら、②の場合、古本令私記所載の令を筆写した者がもとの令に「剣碓」とあるものを何らかの意図でもつて「莖草」と書きかえたか、もしくはもとの令に「莖草」とあつたものを何らかの事情によつて書写の過程で「剣碓」と書きかえられて

現存養老令に伝えられたものとしか考えられなくなる。これはやや無理のある解釈だが、③や⑫などについてもこれと同様に考へざるを得ない。それどころか、④⑥⑦⑩⑯のように相当語句を現存養老令の中に容易に搜しえない例すらあつたわけである。このようにみてくると、そもそも古本令私記所載の令条文が養老令なのだとする考え方には疑問をさしはさまぬわけにはゆくまい。私は、ここで古本令私記は養老令そのものの注釈書とは認めがたいとひとまず結論しておく。

## 二

古本令私記の引く令文が養老令そのものでないとすれば、①刪定令の混入、②大宝令、という可能性を検討してみるべきであろう。淨御原令やそれ以前のものはおそらく考慮に入れる必要もあるまい。<sup>(4)</sup>

そこでまず刪定令の混入という点について考へてみよう。刪定令は、滝川政次郎氏の『律令の研究』によれば、「養老律令の条文間に於ける矛盾を除去し、不均衡を芟除し、字句の不適当なるものを取換へる為めに編纂せられたものであらうと考へ」られるのである。この見解は妥當なものであろう。しかるに、さきの養老令と異なる個所の比較をみても、このような編纂の姿勢を窺うことができない。異同のある字句だけを考へてみても、とくに古本令私記の令文が平易であるとか、その部分の養老令条文に不適当な点があるとかいつたことも思いたらない。むしろ論考Cによれば、古本令私記の字句のほうがやや生硬で適切さを欠くといふ。もちろん古本令私記にみえるのは条文の断片的な語句のみであり、その条文のいう内容まで知ることは困難なので安易な結論はつてしまねばならないが、ここに刪定令の語句が混入しているといえる積極的な材料はないようだ。したがつて、論考Bにいふように、古本

令私記が二種の令条文を条項に応じて綴り合わせたものとはやはり考えがたいように思う。

## 四

このように、古本令私記にみえる令条文が養老令そのものでなく、刪定令の混入したものとも考え難いとすれば、残る大宝令の可能性について考慮に入れてみる必要が生じる。

ところが、さきに述べたように、論考Aによれば、古本令私記の成立年代が大同三年以降と考えられることから、これを大宝令の注釈書とみるとことについて否定的な考えが示されている。つまり、當鑄令9須女功条の「本司」を義解、古記、釈説がいずれも縫部司と解しているのに対し、古本令私記が縫殿寮と注しているのは大同三年に縫部司を采女司とともに縫殿寮に併合した事<sup>(5)</sup>実に基づいた注釈と考えられるというのがこの説の根拠である。

論考Bもこの考えに同調して大宝令説を否定している。

だが、その注釈が大同三年の事実に基づいたものと断定できるであろうか。この注釈が大同三年以前に記されることはまったく考えられないことなのであろうか。私は大同三年以前においてもこうした注釈がほどこされる可能性があると考えている。

問題となる条文語句を含む當鑄令9須女功条は次の如くである。

凡在京營造雜作、應須女功者、皆令本司造、若作多、及軍事所用、量謂不濟者、申太政官、役京内婦女、この「本司」については前述のように、義解、古記、釈説がいずれも縫部司と解しておりそれについての異説は令集解の中にはみられない。義解などの法家がそのように結論したのは、縫部司のもとには縫女部という集団のあること

が職員令（官員令）に規定されており、これが女功になるのだと考えたからであろう。本来この集団は衣服の裁縫にあたるものである。このほかに衣服の裁縫の事を掌る令制官司として、縫殿寮、後宮の縫司、東宮の主藏監があるのだが、これらの官司には裁縫にあたる人的集団についての令規定がない。義解等の説が縫殿寮などをあげなかつたのはそのような事情によるのではなかろうか。ただ、縫司の尚縫の職掌規定の中に「兼知女功及朝參」とみえるのであるが、この女功がいかなる集団なのかについての規定を欠くため、考慮に入れられなかつたのである。

それでは、古本令私記の注釈はなぜここで女功の「本司」を縫殿寮としたのであらうか。さきの論考Aのような考え方も一つの解釈である。だが別の考え方もあるようと思う。縫殿頭の職掌の中に「裁縫衣服」とみえるが、実際に縫司で裁縫するのを縫殿頭が掌握していたとも考えられるのである。<sup>(6)</sup> とすれば事実上、縫殿寮が女功たりうる集団の本司とみなされる可能性も充分考えられる。また、天平十七年十月十八日の縫殿寮解によれば縫殿寮が多数の婦人を管轄下に入れていたことがわかる。この婦人たちがもともと縫司に属するものであつたかどうか断定はできないが、いずれにしても縫殿寮が多数の婦人を動員しうる権限を持つていたことだけは否定できない。養老令の規定では縫殿頭は、女王、内外命婦、宮人の名帳、考課の事を掌るものであり、こうした職掌を通して事実上、仕官している婦人の人事権ひいては動員権まで持つようなことがあつたのではないか。そのような背景を考えるとき、古本令私記の注釈が必ずしも大同三年以降のものでなければならぬとは限定できないように思われるるのである。この「縫殿寮之」という注釈は、古本令私記の年代決定のためにはあまり役に立たないよう思う。

なお、論考Bによれば、関市令の注釈の首に「卷第十八」と記してある巻数表記は令義解の巻立てを「倍したもの」と解しうるとされ、もしさうでないにせよ、巻立てに著しい増加がみられる点述べている。そして、令集解などが流布するにしたがつて巻数の増加する傾向が読みとれることから、古本令私記のこの断簡の成立が令義解の成立より後

のことという見解が表明されている。しかし、この説について私に誤解があるのかもしれないが、今のところ、この説を認めることができない。

まず閑市令の注釈の首の文字であるが、論考Aで報告された写真による限り「第十八」の文字は読みとれるが、「卷」の字はまったく見えない。したがって、これが卷数表記なのか否かも明らかでないわけである。たとえば、令義解によれば「閑市令第廿七」という表記があるが、これは卷数表記なのか否かも明らかでないわけである。たとえば、令義解によれば「閑市令第廿七」という表記があるが、これは卷数表記なのか否かも明らかでないわけである。たとえば、令義解によれば「閑市令第廿七」という表記があるが、これは卷数表記なのか否かも明らかでないわけである。たとえば、令義解によれば「閑市令第廿七」という表記があるが、これは卷数表記なのか否かも明らかでないわけである。たとえば、令義解によれば「閑市令第廿七」という表記があるが、これは卷数表記なのか否かも明らかでないわけである。たとえば、令義解によれば「閑市令第廿七」という表記があるが、これは卷数表記なのか否かも明らかでないわけである。たとえば、令義解によれば「閑市令第廿七」という表記があるが、これは卷数表記なのか否かも明らかでないわけである。たとえば、令義解によれば「閑市令第廿七」という表記があるが、これは卷数表記なのか否かも明らかでないわけである。たとえば、令義解によれば「閑市令第廿七」という表記があるが、これは卷数表記なのか否かも明らかでないわけである。たとえば、令義解によれば「閑市令第廿七」という表記があるが、これは卷数表記なのか否かも明らかでないわけである。たとえば、令義解によれば「閑市令第廿七」という表記があるが、これは卷数表記なのか否かも明らかでないわけである。たとえば、令義解によれば「閑市令第廿七」という表記があるが、これは卷数表記なのか否かも明らかでないわけである。たとえば、令義解によれば「閑市令第廿七」という表記があるが、これは卷数表記なのか否かも明らかでないわけである。たとえば、令義解によれば「閑市令第廿七」という表記があるが、これは卷数表記なのか否かも明らかでないわけである。たとえば、令義解によれば「閑市令第廿七」という表記があるが、これは卷数表記なのか否かも明らかでないわけである。たとえば、令義解によれば「閑市令第廿七」という表記があるが、これは卷数表記なのか否かも明らかでないわけである。たとえば、令義解によれば「閑市令第廿七」という表記があるが、これは卷数表記なのか否かも明らかでないわけである。たとえば、令義解によれば「閑市令第廿七」という表記があるが、これは卷数表記なのか否かも明らかでないわけである。たとえば、令義解によれば「閑市令第廿七」という表記があるが、これは卷数表記なのか否かも明らかでないわけである。たとえば、令義解によれば「閑市令第廿七」という表記があるが、これは卷数表記なのか否かも明らかでないわけである。たとえば、令義解によれば「閑市令第廿七」という表記があるが、これは卷数表記なのか否かも明らかでないわけである。たとえば、令義解によれば「閑市令第廿七」という表記があるが、これは卷数表記なのか否かも明らかでないわけである。たとえば、令義解によれば「閑市令第廿七」という表記があるが、これは卷数表記なのか否かも明らかでないわけである。たとえば、令義解によれば「閑市令第廿七」という表記があるが、これは卷数表記なのか否かも明らかでないわけである。たとえば、令義解によれば「閑市令第廿七」という表記があるが、これは卷数表記なのか否かも明らかでないわけである。たとえば、令義解によれば「閑市令第廿七」という表記があるが、これは卷数表記なのか否かも明らかでないわけである。たとえば、令義解によれば「閑市令第廿七」という表記があるが、これは卷数表記なのか否かも明らかでないわけである。たとえば、令義解によれば「閑市令第廿七」という表記があるが、これは卷数表記なのか否かも明らかでないわけである。たとえば、令義解によれば「閑市令第廿七」という表記があるが、これは卷数表記なのか否かも明らかでないわけである。たとえば、令義解によれば「閑市令第廿七」という表記があるが、これは卷数表記なのか否かも明らかでないわけである。たとえば、令義解によれば「閑市令第廿七」という表記があるが、これは卷数表記なのか否かも明らかでないわけである。たとえば、令義解によれば「閑市令第廿七」という表記があるが、これは卷数表記なのか否かも明らかでないわけである。たとえば、令義解によれば「閑市令第廿七」という表記があるが、これは卷数表記なのか否かも明らかでないわけである。たとえば、令義解によれば「閑市令第廿七」という表記があるが、これは卷数表記なのか否かも明らかでないわけである。たとえば、令義解によれば「閑市令第廿七」という表記があるが、これは卷数表記なのか否かも明らかでないわけである。たとえば、令義解によれば「閑市令第廿七」という表記があるが、これは卷数表記なのか否かも明らかでないわけである。たとえば、令義解によれば「閑市令第廿七」という表記があるが、これは卷数表記のか

りうか。

したがつて、令義解以降成立説も積極的な根拠を持たないものとみなさざるをえない。

## 五

このように、古本令私記大同三年以降成立説や令義解以降成立説が確実な根拠を持つものでなくなった以上、これが大宝令の注釈書である可能性はますます濃くなつたといえる。しかし、これまで、大宝令以外のものを考えるのが不合理であるとか、大宝令としてもおかしくないといつたいわば消極論を述べてきたにすぎなかつた。したがつて次に積極的に大宝令注釈書にほかならぬことを証明せねばならぬのであるが、これは今の私にとつて困難な課題であ

る。ただ、大宝令注釈書と考えるのに有利な個所があるよう思つて、それについて言及して小論を閉じたい。

ここで取り上げるのは軍防令の断簡中の第34項の、

□文乙云軍團中取知書  
為主帳但不為考

という部分である。前述したように、これはおそらく軍團の主帳の任用条件について触れている個所であろうと思われる。

そこで、やや論旨がまわりくどくなるが、しばらく軍團の主帳を考察の対象としてみよう。

軍團の主帳についての養老令の規定は次の二条のみである。

〔職員令79軍團條〕

軍團

大毅一人、掌檢校兵士、充備戎具、調習弓馬、簡閱陳列事、少毅一人、掌同大毅、主帳一人、校尉五人、旅帥十人、隊正廿人、

〔軍防令13軍團大毅條〕

凡軍團大毅小毅、通取部内散位、勲位及庶人武芸可称者充、其校尉以下、取庶人便於弓馬者為之、主帳者、取工於書算者為之、

職員令の規定によれば、一つの軍團について主帳が一人置かれるものであることがわかるが、そこには職掌は記されていない。軍防令によると、大毅、少毅や校尉以下が武芸にたけた者から取られるのに対し、主帳は書算にたくみな者から取られるとあって他の軍團の職員とくらべて異なる性格を持つ者であることがわかる。おそらく書記官的存在とみてよいであろう。郡司の主帳の職掌は養老職員令74大郡條に「受事上抄、勘署文案、検出稽失、読申公

文、」と規定されている。同じ主帳という名称を持つ官職が郡の場合も軍団の場合も同じような職掌内容を期待されたとしても不自然なことではなかろう。ちなみに、大宰府や国の主典の職掌規定は郡の主帳のものとまつたく同文である。軍団の主帳も軍団における主典とみてよいのではなかろうか。職員令集解79軍団条の朱説も「主帳掌造文書也」また跡記も「主帳亦合習郡主帳也」として、いずれも軍団の主帳が文書を造るなど、郡の主帳に准じた職務を期待されるとの説を述べている。<sup>(9)</sup>

なお、軍団の職員のうち、考叙の対象となるのは大毅、少毅だけであつて、主帳などはそのうちに含まれていな  
い。<sup>(10)</sup>

つぎに養老令施行期の軍団主帳の実態について簡単に触れておきたい。続日本紀神護景雲三年九月丁卯条によれば、軍団の主帳は任用されたとき爵一級が与えられるとされた。宝龜四年八月二十九日太政官符(三代格)によれば、軍団の軍毅とならんと主帳が郡家の火災について責任を負わされていることがわかる。延暦十一年には「辺要」なる地を除いて軍団制が廃止される。<sup>(11)</sup> そうした「辺要」地の軍団においては、それまでみられなかつた職田や糧米の給付が行われるようになるが、そのさい注目すべきことは、こうした例がほとんど軍毅と主帳の両者に対して行なわれたものであり、他の軍団の職員はまったくそうした特権にはあずかつていないのである。<sup>(12)</sup> このようにみてくると、軍毅と主帳とが比較的近い地位にあり、しばしば似たような待遇を受け、校尉以下はそれに及ばぬ地位しか与えられていなかつたことがわかる。

ところが、ひるがえつて大宝令施行下の軍団主帳の実態といえば、ほとんど何も知られないのが実情である。といふのは、正史や正倉院文書にも大宝令施行下の軍団主帳の存在のあとはまったく見えないからである。天平期の正税帳や計会帳などを通して軍毅や校尉以下の官員の活動のあとがわりあいよくわかるだけに、この点は奇妙に思えてく

る。

そこで新旧両令において、軍団の主帳についての規定に異同があるのではないかと考えるのが自然である。ところが大宝令における軍団主帳の規定条文はほとんど復原不可能といつてよい。令集解の古記においても軍団の「主帳」の語すら用いた個所がないのである。ただ、職員令集解24兵部卿条の穴記が目下のところ大宝令における軍団主帳について考えさせる唯一の手がかりである。この条には兵部卿の職掌が記してあり、その中に「内外武官名帳」や「兵士以上名帳」といった語句がみえる。この後者の語句について穴記は次のように述べている。

兵士以上、主帳以下也、与郡司已殊故、不約武官之文、又古令簡用兵士中也、於今、亦国司簡取耳、  
難解な部分もあるが次のように意訳できるかと思う。

ここで「兵士以上」というのは主帳以下のことである。郡司の主帳の場合とはすでに異なつて（そうした官人の立場に立ちえないので）「武官」の語の中に軍団の主帳は含まれていない。古令では兵士の中から主帳を簡用していたのである。今においては国司が主帳を簡取するのである。

この解釈に誤りがないとすれば、古令すなわち大宝令では主帳を軍団の兵士から選ぶことになつていたことがわかる。<sup>(4)</sup>また、穴記がことさら古令の制度に言及したということは、言外に養老令制では軍団主帳は兵士の中から選ばれるのでなく、はじめから主帳として任用されることを示すものといえる。

そうした軍団主帳制の推移を見るとき、さきに挙げた古本令私記の「乙云」をいかに評価すべきであろうか。「乙云」の注釈を意訳すれば次のようになるう。

軍団の中から書を知る者を取つて主帳とする。ただし考収の対象とはならない。

この「乙云」のいう「軍団」とは何を指すのであろうか。私は、大毅、少毅あるいは校尉以下のような軍団の幹部を

指すとは考へない。というのは、たとえば、養老令においては軍團の各職員の定員と任用条件が明らかにされており、そうした者の中で軍團主帳を兼任する者があつたとは思えない。それは郡司の大領が郡司の主帳を兼任するとは考へられないのと同様である。また、大宝令制の場合でも、大毅などの官員がこの「軍團」の語に含まれるとは思えない。<sup>(4)</sup> 詳述は避けるが、天平期の正倉院文書をみると、彼らは文書通送や部領使などの任務にあたつたりしているが、これは彼ら自身、書を知つてゐる証拠ではなかろうか。知らなければこうした国衙事務に責任をもつてあたれるはずがない。もしこの「軍團」の語がこうした書を知る官員を指すものなら、はじめから「軍團中知書」などと注釈する必要はないはずである。むしろこの「軍團」の語は事實上、兵士を指すものと考へるのが妥当なのではなかろうか。そのように考へるのでなければ、書を知る者という条件をつける意味がなくなつてしまふ。

とすれば、さきほどの穴記の注釈、すなわち大宝令制の軍團の主帳は兵士から取られるという説と、この「乙云」の注釈とが内容的に一致することになり、「乙云」が大宝令制を背景にした注釈を行なつてゐることが明らかになる。このことは、古本令私記が大宝令の注釈書であるとみると非常に有利な材料となるのではなかろうか。

## 六

以上、不充分ながら古本令私記がどの令に基づく注釈書であるかという点について検討を加えてみた。つまるところ決定的な証拠といつたものは見出せなかつたかもしけないが、養老令もしくは刪定令が混入したとみるとには不合理な点が多く、一方、大宝令とみるのに有利な素材を指摘できるということになろう。

論考Bにおいて、古本令私記の丙にみえる和訓が列挙され、それらが上代特殊仮名遣いの甲乙表記を正しく使い分

けていることも指摘せられているが、このことも私の所論に益するところがあつても、令義解以降成立説にはあまりプラスにならない材料ではなかろうか。

本稿で問題にしたことは、日本の律令を研究するうえで非常に重大な点に触れているように思う。しかし、吉本令私記の断簡は今後も発見される可能性もあり、今ただちに結論を急ぐことはさしひかえた。ただ、目下のところ、ひとまずこれが大宝令の注釈書であると考えるのが最も合理的なのではないかと提言したいのである。なお論すべくして論じ残した点もあるうし、誤謬もあるものと思う。諸賢の御叱正と御教示を賜わりたく願う次第である。

註(1) 奈良国立文化財研究所年報一九七二。

(2) 皇學館論叢六一四。

(3) 奈良国立文化財研究所年報一九七三。

(4) 古本令私記の注釈文中に「国司」の語が二回みえる。「国司」の語はおそらく大宝令施行以後に用いられるようになったのである。

それ以前は「国宰」の語が用いられたものと思われる（蘭田香融氏「国衙と土豪との政治関係」『古代の日本』9研究資料所収）。したがって古本令私記が淨御原令やそれ以前の法令の注釈書であるとはみなしがたい。

類聚国史一〇七縫殿寮大同三年正月壬寅条。

(5) 松原弘宣氏「『宮人』考」（続日本紀研究一七一）。

(6) 大日本古文書一四六七。

(7) 職員令において、大郡の主帳の職掌のあとに「余主帳准此」とみえる。一つの解釈として、「余主帳」とは上郡、中郡、下郡、小郡の主帳のみならず、軍團の主帳までをも指すものとも考えることができる。

(8) 牧に牧長と牧帳とを置くことが養老厩牧令5牧毎牧条にみえる。同条集解の朱説は牧帳の帳の字について「帳、謂書人也」と説明している。

養老考課令67考郡司条およびその義解など。

(9) 三代格延曆十一年六月七日勅。

註(1)(2)(3)(4)は五六頁につづく

## 〔別表〕

A		D		A		D		E				断簡	項目	
14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1軍	□名
裏 口任心	火 火軍	嘗 色庫 甲云草丁調度 設當部	貯 設備	立 也口	差 佐須	也口	也口	間兔	人 長口 〔子カ〕 亦取統也	副 人口	領 領口			古本令私記
7	6.7?	6	6	6	5	5	?	4	3?	1.2?	1	1	?	対応養老令条 (括弧の中は養老令語句)

備考

(括弧の中は養老令語句)

A		D		A		D									
30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15
征 伐往 也	麻 名	免 上	抛 石	弄 槍	赴 〔教方〕 習	不計行 程	〔乙云不計往 來之道程〕	人別 〔乙云 每口〕	去 〔乙云 持口〕 士常服	蛙 〔履也乙云 唐麻履也〕	行纏 〔足纏口〕 布〔経脛 等〕	胡篆 〔又篆也〕	莖草 切	〔上得 也〕	孟
14	14?	11?	11	11	9	8	7?	7	7	7	7?	7	7?	7?	「孟」の書き誤りか異体か。 〔隨得二口〕に相当する語句

「孟」の書き誤りか異体か。

〔隨得二口〕に相当する語句

「脣巾」に相当か。

「劇碓」に相当か。

「自外不須」に相当する語句  
の注釈か。

〔「歴名」の書き誤りか、異体である。〕  
 〔「一日下」の「下」に相当か。  
 あるいは「放還」に相当か。〕

A															
46	45	44	43	42	41	40	39	38	37	36	35	34	33	32	31
親自 <small>以耳云</small>	侍從 <small>以侍耳</small>	奏遣使 <small>奏聞而遣</small>	發日 <small>將立往之日也</small>	□ 〔甲云京郊〕	旋乙 〔云力〕 〔歸也〕	凱乙云 〔樂也〕	其家在京者 <small>甲云在京者亦對酌存問</small>	不得併遣 <small>甲云別戶亦同</small>	父子	彼還者 <small>若所使而還來者等之</small>	免國內上番 <small>若无位若位有彼類者為分番</small>	□文 <small>乙云軍團中取知書為主帳但不為考</small>	軍團主帳 <small>甲云隨宜一二人為〔乙カ〕</small>	習弓馬 <small>甲云權以官馬充</small>	防往守
20	19?	18	19	18?	18	18	18	16	16	15?	14	13?	13?	11	14
「侍從充使」に相當か。	「其家在京者」に關係か。いは「奏遣使効勞」あるが、無理。									「彼」は「使」の誤りか。		句軍團主帳の任用についての語句の一部か。	甲云「38条にも似た語句があるが、38条の内容から考證と無理。		

B

25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	料理 理如修
任 耳 可 用	勝 受 斛 斗	乙云 勝者可也 顯船乘 物斛斗多少之數也	私	逐 從 乙云	主 船 司	申 上 白	申請 受	弁 能別料之乙云非 者申請	旅 行	廢 止	交 云急也乙 忽也	陷 流意知	填 耳滿	本 司 察之	縫殿	
14	14	14?	14	13	13	13	12	12	12	12	12	12	12	10	9	8

16条参照。

B'

11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1 関	29	28	27	26	不
乙云 令送 傳力	〔名力〕 戴在者	勘 度 者 云	驗 實 外有增 物 本文	所 部 有 來	〔時力〕 過所文 持還	〔時力〕 過所文 持還	〔時力〕 過所文 持還	還 者	過 所 〔乙云帳內資人隨受其主本公司之 人私度者京及國司也〕	第 十八	堰 〔乙云井 支也〕 〔世力〕	修 營 理	交 也忽	訖 也	
?	?	5?	5?	1	1	1	1?	1	1	17	16	16	?	14	

何の数字か不明(本文参照)。

前項のつづきか。

「勘度者」に相当か、あるいは  
「度闇者」に相当か。  
「勘元來姓名年紀」と関係か。

C													
25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12
行名 者即案	禁物 及馬 甲兵器弓箭	捉獲 者皆沒官也	初	為糺獲 □□(糺力) 物二人分一分賞糺人	口易之前 □官司未估價之前 私市交莫為也	乙云蕃客 □數者亦他闖不須檢校	口蕃客 □□客也	口不得置 鐵冶乙	口市易 乙口	鑄	口(名籍力) 國司昔相 口翻放還也	口入 口西者	口入
12	9	8	?	8?	8	7?	7	6	6	6	5?	6?	?

「勸元来姓名年紀同放還」の相当語句の注釈か。  
「東辺北辺」と関係か。

C													
38	37	36	35	34	33	32	31	30	29	28	27	26	
口以古物改	券 云者馬埒置文二通寫而一通署名而市司留為案一通署名為案一通署名付	概	格 部反音合也	稱 耳乙云木稱也	量 耳	度 尺斗升	權 重衡之	口者准中	贓物 令遠國被盜之物	評量	布價 恨以上下者不為恨云耳 (ママ)	配云 〔必カ〕 〔反カ〕 〔也俗云蘇良専〕 〔故彼所將之價之分此處莫國〕	
17?	16	15	15	15	14	14	14	13?	13	13	13?	?	

「中估価」に相当か。本文参考。  
「准中估価」と関係か。

内容的に17条と関係か。

C			
42	41	40	39
鑿	槍 乙云	横刀 乙云 大刀	濫 〔偽カ〕 口作若以豆蟲等如塗寫泥塗 着等凡如此類者乎真寶也
17	17	17	17

※古本令私記の注釈文は、一字のものを除き、すべて二行の割注の形をとっている。ただし、本表ではスペースの都合上、三行、四行にして掲載したものも含まれている。その他、類推されたい。

(12)

三代格大同四年五月十一日官符、同元慶某年官符、三代寔錄仁和二年十一月十一日条、延喜民部式、延喜主税式など。軍毅

だけを対象とするのは三代格弘仁五年正月十五日官符のみである。

(13) 大宝令期の正倉院文書に主帳以外の軍団の官員の活動がみられながらも、主帳のみまったくみえないのは、大宝令期の軍団主帳がもともと兵士から簡用されるという身分の者であり、そのために他の官員のように大きな公的活動に責任を負つて職務に関与することが認められなかつたためかもしれない。

(14) 抽稿「軍毅についての一考察」(ヒストリア六一)。